

令和7年7月29日 開会

令和 年 月 日 閉会

令和7年

第3回別海町議会臨時會議案

別 海 町 議 会

令和7年 第3回別海町議会臨時会提出議案

議案番号	目 次	頁
議案第66号	令和7年度別海町一般会計補正予算	1
議案第67号	工事請負契約の締結について	2
議案第68号	工事請負契約の締結について	3
議案第69号	工事請負契約の締結について	4
議案第70号	工事請負契約の締結について	5
議案第71号	財産の取得について	6
報告第9号	専決処分の報告について	7
報告第10号	専決処分の報告について	9
報告第11号	専決処分の報告について	11

議案第 66 号

令和 7 年度別海町一般会計補正予算

令和 7 年度別海町一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 7 年 7 月 29 日提出

別海町長 曽根興三

議案第67号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年7月29日提出

別海町長 曽根興三

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 町道西別地区1号幹線新生橋外1橋梁補修工事 |
| 2 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 75,460,000円
(内消費税及び地方消費税額 6,860,000円) |
| 4 契約の相手方 | 野付郡別海町別海常盤町5番地
高玉建設工業株式会社
代表取締役社長 高玉 哲朗 |

議案第68号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年7月29日提出

別海町長 曽根興三

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 町道本別誘導線交付金工事 |
| 2 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 63,118,000円
(内消費税及び地方消費税額 5,738,000円) |
| 4 契約の相手方 | 野付郡別海町別海99番地43
島影建設株式会社
代表取締役社長 島影 輝雄 |

議案第69号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年7月29日提出

別海町長 曽根興三

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 町道西春別駅前3丁目通線改良舗装工事 |
| 2 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 55,440,000円
(内消費税及び地方消費税額 5,040,000円) |
| 4 契約の相手方 | 角川・金本経常共同企業体
経常共同企業体構成員 |
| 代表者 | 野付郡別海町西春別駅前錦町299番地1
角川建設株式会社
代表取締役 角川 義捷
野付郡別海町西春別99番地30
金本建設有限会社
代表取締役 金本 徹也 |

議案第 70 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 29 日提出

別海町長 曽根興三

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | ケアハウスみどり野電気設備改修工事 |
| 2 契約の方法 | 簡易公募型指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 51,700,000 円
(内消費税及び地方消費税額 4,700,000 円) |
| 4 契約の相手方 | 野付郡別海町別海宮舞町 197 番地
株式会社橋本電気商会
代表取締役 金子 勝 |

議案第 71 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 29 日提出

別海町長 曽根興三

1 取得する財産の種類及び数量

し尿収集車 1 台

2 取得の方法 指名競争入札による契約

3 取得価格 55,605,000 円

(内消費税及び地方消費税額 5,055,000 円)

4 取得の相手方 標津郡中標津町東十三条南 1 丁目 1

東北海道いすゞ自動車株式会社 中標津営業所

所長 大竹口 敦

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月29日提出

別海町長 曽根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月3日

別海町長 曽根興三

和解及び損害賠償額の決定について

令和7年3月25日、乙が所有する土地の下水道管マンホール周辺を甲が所有する車両が走行中に、地面の陥没により車両左前輪のフェンダーの破損脱落等の事故に伴う損害賠償に関し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ損害賠償を決定する。

1 当事者

甲 別海町 法人

乙 別海町長 曽根興三

2 和解条件

- (1) 甲は、本件事故により、車両損害額で金697, 840円の損害を被った。
- (2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金697, 840円を支払う。
- (3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には何らの債権債務がないことを確認する。

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月29日提出

別海町長 曽根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月23日

別海町長 曽根興三

損害賠償額の決定について

令和7年3月29日、別海町奥行13番地の10地先の道道上風連奥行線において、別海町が所有する中型バスを借り受け、生活バス上風連線業務委託を行っている事業者が、運転操作を誤り路肩及び道路付帯構造物を損傷した事故に伴う損害賠償に関し、釧路総合振興局からの復旧命令に従い、令和7年6月23日に復旧工事完了したため損害賠償額（復旧工事額）を決定する。

1 当事者

甲 釧路総合振興局長

乙 別海町長 曽根興三

2 復旧条件

- (1) 損傷箇所の現況復旧
- (2) 復旧工事の施工にあたり、北海道釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所の指導、監督を受け、指示に従うこと。
- (3) 復旧工事については、令和7年11月29日までに実施すること。
- (4) 復旧工事に伴う発生物件は、完了検査合格後、受渡書を交わし双方で保有する。
- (5) 復旧工事一式として、金387,090円を工事施工業者へ支払うものとする。

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月29日提出

別海町長 曽根興三

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月9日

別海町長 曽根興三

和解及び損害賠償額の決定について

令和7年2月13日、別海町上風連182番地先路上において、別海町が発注する業務の受託業者職員が運転する別海町所有のスクールバスと相手車両が接触し、スクールバス及び相手車両が破損した事故に伴う損害賠償に關し、次の当事者間において、次の和解条件のとおり、和解を成立させ損害賠償を決定する。

1 当事者

甲 別海町 個人

乙 別海町長 曽根興三

2 和解条件

- (1) 事故の責任割合は、甲が20%、乙が80%とする。
- (2) 甲は、本件事故により、車両損害額で金256,000円の損害を被った。
- (3) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金204,800円を支払う。
- (4) 乙は、本件事故により、車両損害額で金119,009円の損害を被った。
- (5) 甲は、上記損害額について乙に対し賠償する義務があることを認め、金23,802円を支払う。
- (6) 以上のほか、本件事故に關し、甲と乙との間には何らの債権債務がないことを確認する。

